

第1回 横手市地域再生計画推進協議会

会議記録

【開催概要】

- 1 日時 令和4年8月19日(金) 10:00~11:00
- 2 場所 秋田県平鹿地域振興局1階 第二会議室
- 3 出席者

(1) 構成員

会長	横手市	商工観光部長	佐々木 公仁	
	横手商工会議所	事務局長	鈴木 幸弘	
	よこて市商工会	事務局長	堀内 勝彦	
	株式会社秋田銀行	横手支店長	岡部 宏哉	
	株式会社北都銀行	執行役員横手支店長	佐藤 公誠	
	株式会社北都銀行	横手支店課長	茂木 優樹	
	株式会社三菱UFJ銀行	コーポレート情報営業部・調査役	田中 裕之	Zoom 参加
	株式会社三菱UFJ銀行	コーポレート情報営業部・調査役	並木 大輔	Zoom 参加

(2) 事務局

	横手市商工観光部	商工労働課長	佐藤 和志	
		課長代理	森田 東	
		主席主査	糸井 豪	

【会議記録】

1 開会

(事務局 佐藤)

只今から、第1回横手市地域再生計画推進協議会を開催する。

2 挨拶

(横手市 商工観光部長 佐々木)

横手市では、雇用の確保に力を入れており、横手第二工業団地への企業誘致をはじめ地元企業の設備投資の後押しをしている。このたび、国の地域再生法に基づき、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標とした金融面の支援を行う地域再生支援利子補給金制度の活用をしたいと考えている。そのためには、地域再生協議会の組織づ

くりが必要であるため本日は皆様方にお集まりいただいた。ぜひ、忌憚のないご意見をいただき、横手市の活性化のためにご協力いただきたくお願い申し上げます。

3 説明

(事務局 佐藤)

地域再生法に基づく地域再生支援利子補給金制度等について、事務局より説明してください。

(事務局 糸井)

資料1により説明

4 横手市地域再生計画推進協議会について

(事務局 佐藤)

横手市地域再生計画推進協議会の設置について事務局より説明してください。

(事務局 糸井)

資料2により説明

(事務局 佐藤)

只今の事務局の説明のとおり、構成員を横手市・横手商工会議所・よこて市商工会・金融機関とする横手市地域再生計画推進協議会を設置し、会長を横手市商工観光部長、事務局を横手市商工観光部商工労働課とし、地域再生計画への意見や評価等を行うことでよろしいか伺う。よろしければ、本規約の(案)をとらせていただくことでよろしいかあわせて伺う。

(参加者)

－異議なし－

(事務局 佐藤)

それでは、本規約の(案)をとらせていただき、協議会の構成員として皆様方のご協力をあらためてお願いする。

5 案件協議

(事務局 佐藤)

案件にはいる。案件協議の進行は、協議会規約第3条第3項に基づき、横手市地域再生計画推進協議会会長である商工観光部長よりお願いする。

(会長 佐々木)

ここからは、横手市商工観光部長の佐々木が案件協議の進行をさせていただきます。

案件1 地域再生計画「設備投資促進による横手市ものづくり等産業活性化計画」について

(会長 佐々木)

案件1について事務局より説明してください。

(事務局 糸井)

資料3により説明

(会長 佐々木)

質問・意見はございますか。

(秋田銀行 岡部支店長)

- ・P1 中段「である」が2つ連続しているので、1つで良いと思う。
- ・P4 中段 「令和3年3月」→「令和4年3月」では。
- ・P6 「市内に根を下ろした企業が撤退しないように市内に引き留めることも」は、最初から地元にはいた企業も含んだ意味にするとすれば、表現を変更した方が良いのでは。現在のままだと、誘致企業で横手に進出して撤退する企業だけでも捉えられる。
- ・目標値は、製造業を対象とした設定に見受けられるが、他の業種も対象となりうるのか。

(事務局)

配送センターも計画に含めているので、製造業以外の業種も対象となりうるが、目標値については評価設定しやすい製造業を掲げている。

(秋田銀行 岡部支店長)

- ・4車線化にともない、市外の企業が横手に物流の拠点を整備した場合に、対象となるのか。

(事務局)

・本日の資料1の活用事例にも記載のとおり配送センターも対象となっているため、経済、雇用効果等が認められれば、最終決定は国の判断となるが対象になりうると考えている。

(会長)

- ・前段で発言頂いた誤記や文章校正はおっしゃるとおりのため、校正すること。

(北都銀行 佐藤支店長)

・確認ですが、資料1を見ると雇用創出を図ることを目標とあるが、雇用人口を増やすのではなく雇用創出ということで良いか。

(事務局 糸井)

- ・この件は内閣府に確認をしており、事業における雇用の創出とうかがっている。

(北都銀行 佐藤支店長)

・資料1を見ると、対象事業は地域再生計画に記載された事業とあるが、このうち横手市の対象事業はどれにあたるのか。

(事務局 糸井)

- ・資料1の対象事業のうち、①・②・⑤である。

(北都銀行 佐藤支店長)

- ・国の対象事業を全て採用すればいろんな事業者が活用可能にも思えるが、どうか。

(事務局 糸井)

・今回は、「設備投資促進による横手市ものづくり等産業活性化計画」のため、対象事業として①・②・⑤の3つを掲げさせていただいた。

(北都銀行 佐藤支店長)

・今回は、この3つの事業ではじめることで承知した。

(会長 佐々木)

ご指摘いただいた文言修正等を行い、計画の方向性についてはご承認いただいたということですのでよろしいでしょうか。8月26日まででしたら、その他にお気づきの点等あれば事務局までご連絡いただきたいと思います。

(構成員)

－異議なし－

案件2 横手市地域再生計画推進協議会および地域再生計画への金融機関の追加について

(会長 佐々木)

案件2について事務局より説明してください。

(事務局 糸井)

今後、金融機関から資料4「横手市地域再生計画推進協議会 構成員加入申出書」による申出を受けた場合、横手市地域再生計画推進協議会への加入および地域再生計画への追加については書面により皆様へ報告することで手続きを進めたい。

(よこて市商工会 堀内事務局長)

金融機関のみの追加は計画の大きな方向性の変更ではないため、届出により計画への追加および協議会への追加をするという意味でよろしいか。

(事務局 糸井)

そのとおりです。

(会長 佐々木)

ただいま事務局から説明のあった今後の金融機関の協議会等への追加について、資料4の申出書の提出をもって行い、構成員の皆様にも書面による報告ということよろしいか。

(構成員)

－異議なし－

(会長 佐々木)

他にご意見ありますでしょうか。

(北都銀行 佐藤支店長)

今後のこの制度のPRのタイミングの予定を教えてください。

(事務局 糸井)

地域再生計画推進協議会の設立については、できるだけすみやかにホームページに公表したい。11月上中旬に国から地域再生計画の認定を受けることができれば、その後利子補

給金制度が活用できることを同じくホームページで公表する予定。

(横手商工会議所 鈴木事務局長、よこて市商工会 堀内事務局長)

誘致企業をはじめ市内でもこの制度を活用できる企業は限られているように感じる。この制度をPRする際は、丁寧な説明が必要だったり慎重なPRの仕方が求められると感じる。

(会長 佐々木)

どの程度の規模の事業がこれまで対象になっていたのか、情報収集可能であれば確認して欲しい。事業者からの問い合わせがあった場合の参考になると思う。

(会長 佐々木)

それでは、他にご意見はありますか。

無いため、皆様のご協力により案件の協議を終了させていただく。

以上で、協議の進行を終了する。

6 その他

(事務局 佐藤)

せっかくの機会なので、協議会および地域再生計画の他の件で何かご意見等がありますか。

(構成員)

ーなしー

7 閉会

(事務局 佐藤)

それでは、以上で「第1回 横手市地域再生計画推進協議会」を閉会する。